

○第155回農薬専門調査会幹事会（公開）

日時：平成29年12月21日（木）14：00～15：24

議事概要：

（1）農薬（アクリナトリン）の食品健康影響評価について

・審議の結果、アクリナトリンの一日摂取許容量（ADI）を0.016mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.03mg/kg体重とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺虫剤で、なし、いちじく等に使用します。今回、りんご、小粒核果類等への適用拡大申請がされています。また、ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

（2）農薬（クロルピリホス）の食品健康影響評価について

・審議の結果、クロルピリホスの一日摂取許容量（ADI）を0.001mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.1mg/kg体重とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺虫剤で、ばれいしょ、りんご等に使用します。今回、残留農薬基準（小麦、ばれいしょ等）の変更に関する評価要請がされています。また、ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

（3）カプリン酸グリセリルの食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

・寄せられた意見について検討した結果、意見に対する回答（案）が了承され、食品安全委員会に報告することとなった。

*農薬として使用される殺虫殺菌剤で、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定めることについて、意見が求められています。

（4）シペルメトリンの食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

・寄せられた意見について検討した結果、意見に対する回答（案）が了承された。引き続き動物用医薬品専門調査会で審議予定。

*殺虫剤で、きゅうり、トマト等に使用します。動物用医薬品としても用いられます。今回、はつかだいこん及びほうれんそうへの適用拡大申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

（5）その他

・「農薬の食品健康影響評価におけるイヌを用いた1年間反復経口投与慢性毒性試験の取扱

いについて（案）」が審議され、了承され、食品安全委員会に報告することとなった。